

更新手続きにおけるポイント換算表

項目	詳細	ポイント	証明書類	
学 会 ※ 日本難病看護学会以外のものについては別紙「認定資格更新のポイントとして承認する学会一覧」参照	参加（日本難病看護学会学術集会）	10	参加証明書	
	参加（日本難病看護学会以外 ※ ¹ ）	5		
	上記の学会参加点 に右記を加算	演題発表(筆頭者)	+5	発表者・発表内容が 確認できる抄録等の 写し
		演題発表(共同研究者)	+1	
座長	+2			
研修会・研究会 ※ 日本難病看護学会以外のものについては別紙「認定資格更新のポイントとして承認する学会一覧」参照 ※ リスト以外の研修会・研究会に参加の場合は下記要領で登録申請が必要	受講	1時間につき ※ ただし、1回につき 10ポイントを上限とする ※ 難病に関する内容であること	1/h	受講証明書や研修日程・内容がわかる資料
論文掲載 ※ 論文課題が、難病に関する内容であることが審査で認められることが必須	原著論文	筆頭者	15	発表者・発表内容が 確認できる抄録等の 写し
		共同執筆者	10	
	研究報告・ 実践報告・総説	筆頭者	10	
		共同執筆者	5	
	依頼原稿	筆頭者	5	
講演・講義・シンポジスト等 ※ 講演内容が、難病に関する内容であることが審査で認められることが必須	演者・講師	20	講演・講義日程・講師名の記載がある資料や依頼書	
	シンポジスト等	10		
研修会・研究会・講演会等の企画・運営・ファシリテーター（所属機関外も含む） ※ 難病看護学会以外のものも含むが難病看護に関する内容であること	定員 50 名以上	15	企画・運営に携わったことがわかる資料等、参加人数がわかる資料等	
	定員 50 名未満	10		
	ファシリテーターのみの場合	5		

2024 年度審査からこの基準で判断します。

ただし、2027 年度の審査からは、5 年間の内、日本難病看護学会学術集会に 1 回は参加することを条件とします（この内容は、2023 年度の新規認定者 11 期生以降の者、6 期生以降更新者、1 期生以降再更新者から該当します）。

「ポイント換算を承認する研修会・研究会等」の一覧に記載されていない研究会等について、ポイントへの換算を申請したい場合には、一定の条件（シラバス参照）を満たしていることが必要です。

申請の際は、難病看護学会 HP、難病看護師制度 <https://nambyokango.jp/nambyokangoshi/> 画面下「更新手続き」内にある下記ファイルを難病看護師認定委員会事務局宛てに送付してください。

- ▶ 登録申請書（様式 6-1：難病看護師申請用ダウンロード、様式 6-2：主催者申請用ダウンロード）

※最新のポイント付加条件については、難病看護師ホームページをご確認ください